

重要情報等開示規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、当社および当社グループ会社の重要情報等の開示の基本方針、要件、手続きを定め、重要情報等の開示の仕組みを明らかにすることで、当社の開示情報の信頼性をより高め、資本市場において当社の適正な企業価値評価を得ることを目的とする。

第2条（基本方針）

当社および当社グループ会社は、金融商品取引法等の法令ならびに金融商品取引所の定める有価証券上場規程および同施行規則（以下「適時開示規則」）等を遵守し、当規程に定める重要情報等の開示に係る社内体制を維持し、適時、適正かつ公平な情報開示をおこなうことにより、当社の信頼性をより高め、資本市場において当社の適正な企業価値評価を得るよう努めるものとする。

第3条（グループ会社）

本規程におけるグループ会社の範囲は連結対象会社とする。

第4条（重要情報等）

本規程における重要情報等の範囲は次のとおりとする。

(1)適時開示情報

金融商品取引所の定める適時開示規則により開示が求められる有価証券の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績等に関する重要情報（上場会社および子会社に係る決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算に関する情報等）

(2)フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報

金融商品取引法第27条の36における重要情報（会社の運営、業務又は財産に関する公表されていない重要な情報であつて、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすもの）

(3)法定開示情報

別表に定める金融商品取引法により開示が求められる重要情報

第2章 開示手続

第1節 適時開示情報

第5条（情報の収集）

- 1 当社各部門の部長または室長は、担当業務に関連して当社および当社グループ会社に関する適時開示情報に該当する、あるいは該当しないことが明らかでない重要情報を知ったときは、広報・IR部へ当該情報を報告しなければならない。ただし、担当業務に関して通常業務として取り扱う重要情報についてはこの限りでない。
- 2 グループ会社の開示情報担当者（社長または当該会社の社長が指名したときはその者）は、「グループ会社管理規程」および「グループ会社の重要事項の取扱い」に基づく各グループ会社からの報告に加え、「会議体規程」に定める経営会議体での協議、連絡により広報・IR部へ重要情報を集約する。
- 3 当社各部門の部長または室長およびグループ会社の開示情報担当者は、事故または災害の発生等の緊急事態を知ったときは、「緊急時対応マニュアル」に基づき総務部に当該情報を報告しなければならない。
- 4 上場子会社グループの開示情報担当者は、上場子会社における情報開示方針に則り、重要情報の収集、検討、決定、開示を行い、そのうちの適時開示情報については、開示決定後速やかに、当社広報・IR部へ報告しなければならない。

第6条（適時開示の検討）

- 1 広報・IR担当取締役は、前条により収集された重要情報について、適時開示の要否、開示方法、開示時間、開示内容（文書）等を検討、判断し、適時開示の決定を行う機関等に上程する。
- 2 「緊急時対応マニュアル」に基づき集約された情報は、緊急対策本部において情報開示についての検討、判断を行う。

第7条（適時開示の決定）

- 1 適時開示の決定は代表取締役社長が行うものとし、代表取締役社長に事故があるときは、広報・IR担当取締役が行うものとする。広報・IR担当取締役は、適時開示決定後速やかに、緊急時等やむを得ない事情がある場合は開示後遅滞なく、当社全取締役、監査役に開示方法、開示時間、開示内容（文書）等を報告しなければならない。
- 2 「緊急時対応マニュアル」に基づき集約された情報の適時開示の決定は、前項と同様とする。

第 8 条（適時開示情報の開示）

前条により適時開示が決定された適時開示情報は、広報・IR担当取締役が金融商品取引所の定める適時開示規則に則り開示手続きを行う。また、広報・IR担当取締役の判断により必要な場合は、当該情報を当社のウェブサイトに掲載するほか、報道機関への公表を行う。

第 2 節 フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報

第 9 条（情報の収集）

フェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報を、金融商品取引法第 27 条 36 における取引関係者の一部に伝達した、あるいは伝達されたことを知った当社の役員および社員は、当該事実および当該情報を広報・IR部へ報告しなければならない。

第 10 条（開示の検討）

広報・IR担当取締役は、前条により収集された当該情報について、開示の要否、開示方法、開示時間、開示内容（文書）等を検討、判断する。

第 11 条（開示の決定）

開示の決定は代表取締役社長が行うものとし、代表取締役社長に事故があるときは、広報・IR担当取締役が行うものとする。広報・IR担当取締役は、開示決定後速やかに、緊急時等やむを得ない事情がある場合は開示後遅滞なく、当社全取締役、監査役に開示方法、開示時間、開示内容（文書）等を報告しなければならない。

第 12 条（開示）

前条により開示が決定された情報は、広報・IR担当取締役が、「重要情報の公表に関する内閣府令」に則り開示手続きを行う。

第 3 節 法定開示情報

第 13 条（情報の収集および検討）

法定開示情報は、第 4 条別表に定める所管部門が、法令に則り情報の収集を行うとともに検討、判断のうえ所定の様式の書類を作成する。

第 14 条（情報の承認、開示）

所管部門の担当取締役は、前条により作成した書類の承認手続きを行い法令に則り開示するものとする。ただし、承認手続き、開示手続き等に別途定めのある場合はこの限りでない。

第 15 条（情報の報告）

前条の開示情報のうち適時開示情報に該当する、あるいは該当しないことが明らかでない重要情報については、第 5 条に基づき当該情報を広報・IR 部へ報告しなければならない。

第 3 章 記録および保管

第 16 条（記録および保管）

- 1 開示した重要情報は、次の部署が記録および保管をする。
 - (1) 適時開示情報 広報・IR 部
 - (2) フェア・ディスクロージャー・ルールの
対象となる重要情報 広報・IR 部
 - (3) 法定開示情報 第 4 条別表に定める所管部門
- 2 保管期限は、適時開示情報およびフェア・ディスクロージャー・ルールの対象となる重要情報については開示後 5 年間、法定開示情報については第 4 条別表記載の法定の公衆縦覧期間を経過する日までとする。

第 4 章 附則

第 17 条（改廃）

本規程の改廃は取締役会の承認による。ただし、組織の新設、改廃、変更、会社名の変更および法令等の変更による改定については、広報・IR 担当取締役の承認による。

(第4条 別表)

重要情報等開示規程 第4条 法定開示情報 別表

法定開示情報（書類名）	所管部署	承認担当取締役	根拠法	公衆縦覧期間
有価証券届出書（同訂正届出書） 及びその添付書類	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から5年を経過する日まで（参照方式の届出書は1年）
発行登録書、発行登録追補書類（同訂正発行登録書）及びその添付書類	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から発行登録が効力を失うまでの期間
有価証券報告書（同訂正報告書）、 その添付書類、及び適正性に関する 確認書	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から5年を経過する日まで
内部統制報告書（同訂正報告書） 及びその添付書類	監査部	取締役社長	金融商品取引法	受理した日から5年を経過する日まで
四半期報告書（同訂正報告書） 及び適正性に関する確認書	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から3年を経過する日まで
臨時報告書（同訂正報告書）	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から1年を経過する日まで
自己株券買付状況報告書 （同訂正報告書）	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から1年を経過する日まで
親会社等状況報告書 （同訂正報告書）	総務部	総務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から5年を経過する日まで
大量保有報告書、変更報告書 （同訂正報告書）	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から5年を経過する日まで
公開買付届出書（同訂正届出書）	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から公開買付期間の末日の翌日以後5年を経過する日まで
公開買付撤回届出書	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	同上
公開買付報告書（同訂正報告書）	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	同上
意見表明報告書（同訂正報告書）	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	同上
安定操作届出書	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	受理した日から1月を経過する日まで
安定操作報告書	経理・財務部	経理・財務担当取締役	金融商品取引法	安定操作期間が終了した日の翌日から1月を経過する日まで

【会社情報の開示に係る社内体制の概略図】

